

※本資料はR7.2.21時点での
内容であり、今後変更が生じる
場合がございます。

建築GX・DX推進事業について

令和7年2月

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること

※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

● 補助額等

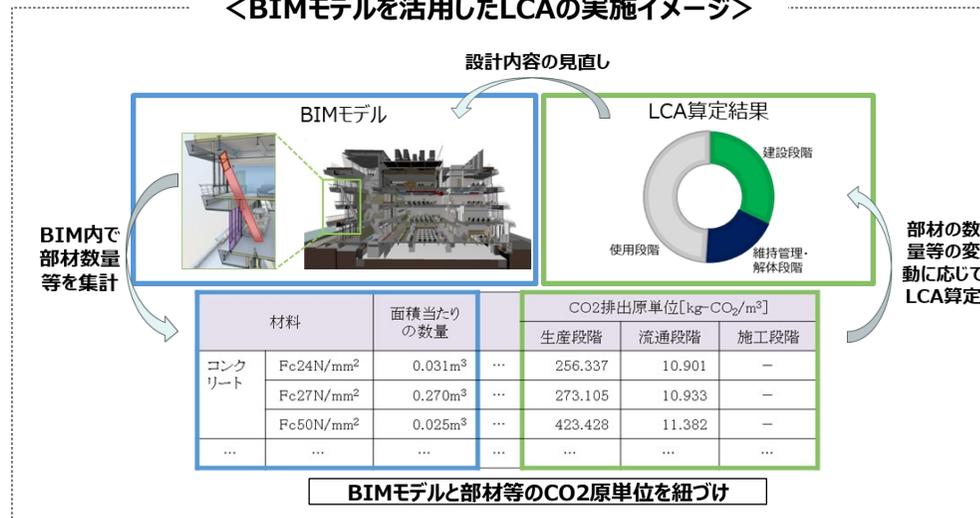
<BIM活用型>

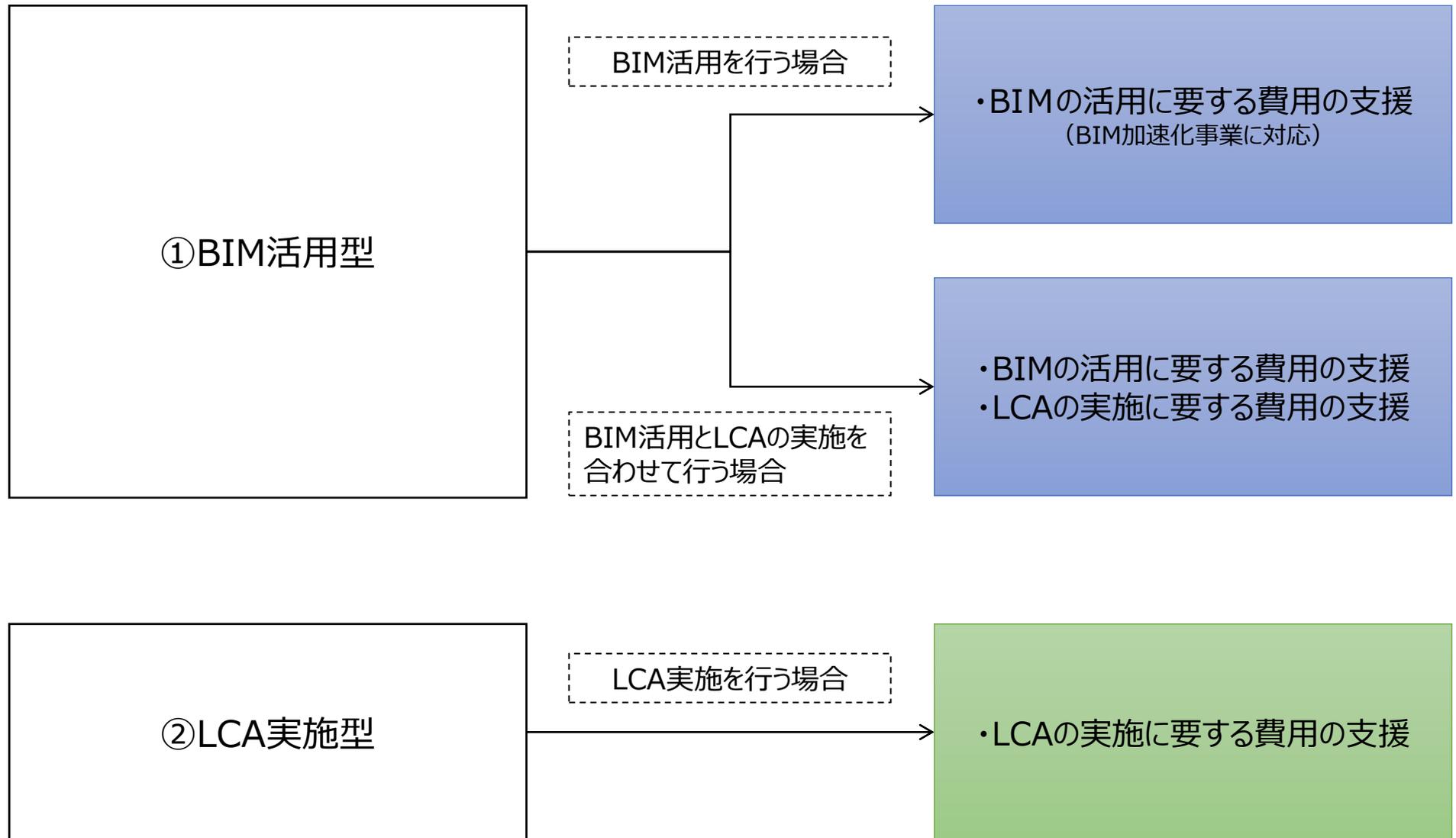
- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円/件
- ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>





建築GX・DX推進事業とBIM加速化事業の比較

	BIM加速化事業	建築GX・DX推進事業 (赤字下線部はBIM加速化事業からの変更点)	
		BIM活用型 (BIMモデルを作成した上でLCAの実施を行う場合を含む)	LCA実施型
①事業内容	・ BIMの活用に対する支援	・ BIMの活用に対する支援 ・ <u>BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合の、LCA実施に対する支援</u>	・ <u>LCAの実施に対する支援</u>
②対象事業者	・ 設計若しくは施工を行う事業者	・ 設計若しくは施工を行う事業者	・ 設計若しくは施工を行う事業者、 <u>発注者</u> ・ <u>原単位整備を行う場合、原則として、LCA算定を行う事業者と同一とする※1。</u>
③補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 元請事業者等による下請事業者等の建築BIMの導入支援 ② BIM活用事業者宣言 ③ 維持管理の効率化に資するBIMモデル作成 ④ 業務の効率化又は高度化に資するBIM活用（大規模建築物に限る） ⑤ 次の要件に該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> - 耐火/準耐火建築物等 - 省エネ基準適合 - 公共的通路等の整備 - 土砂災害特別警戒区域外 	<ul style="list-style-type: none"> ① 元請事業者等による下請事業者等の建築BIMの導入支援 ② <u>BIM活用登録制度、活用推進計画</u> ③ 維持管理の効率化に資するBIMモデル作成 ④ 業務の効率化又は高度化に資するBIM活用（大規模建築物） ⑤ 次の要件に該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> - 耐火/準耐火建築物等 - 省エネ基準適合 - <u>土砂災害特別警戒区域外等（住宅）</u> ⑥ <u>BIM活用とLCAの実施を合わせて行う場合は、LCA実施型の補助要件を満たすこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>LCA算定ツールの要件</u> ② <u>LCAの算定時点</u> ③ <u>建築物の用途</u> ④ <u>LCA算定結果の報告</u> ⑤ <u>調査への協力</u> ⑥ 次の要件に該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> - <u>土砂災害特別警戒区域外等（住宅）</u> <p>算定に必要な原単位等も策定する場合は、以下の要件も満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ <u>策定した原単位のLCA算定への活用</u> ⑧ <u>策定した原単位等の公開</u>
④補助対象	BIMの活用に必要な費用	・ BIMの活用に必要な費用（ <u>対象拡充</u> ） ・ <u>LCAの実施に必要な費用</u>	<u>LCAの実施に必要な費用</u>
⑤補助率	定額	・ BIM活用に必要な費用： <u>1/2</u> ・ <u>BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合の、LCA実施に必要な費用：定額</u>	定額
⑥補助限度額	延べ面積に応じて設定	・ BIM活用に必要な費用：延べ面積に応じて設定 ・ <u>BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合の、LCA実施に必要な費用：500万円/PJ※2</u>	<u>650万円/PJ※2</u>

※1 LCA算定に係る補助申請を行う事業者と他の事業者が連携しCO2原単位等を策定することも可能であるが、LCA算定主体の事業者がとりまとめて補助申請する必要がある。

※2 併せて原単位等の整備を行う場合は、策定した一の原単位等につき400万円を加算（一事業者当たり原単位等策定について加算可能な額は1,000万円まで）

建築GX・DX推進事業(BIM活用型) サマリー

○BIM活用に取り組む元請事業者等（意匠設計事務所・ゼネコン等）を公募し、「代表事業者」として登録。

▶ 準備が整ったプロジェクトから**交付申請**（予算額を超える場合は先着順に仮受付となります。）

【補助要件】

- ・元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること（2社以上が要件）
 - ・元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること
 - ・元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
 - ・元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
 - ・次の要件に該当する建築物であること ▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合 ▶土砂災害特別警戒区域外等（住宅）
- ※BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合は、LCA実施型の補助要件を満たすこと

○**BIMモデル作成に係る以下の対象経費の1/2を設計調査費及び建設工事費として補助。**

※元請事業者等及びプロジェクトに参加する専門設計事務所又は専門工事業者がBIMモデル作成に要した経費が対象。

【補助対象経費】

- ・**BIM導入費**（ソフトウェア費等）
- ・**BIMコーディネーター等費**
（BIMコーディネーター、BIMマネージャー、BIM講習に係る費用）
- ・**BIMモデラー費用**
（一定のBIMモデル作成費用、BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー費用（施工BIMに限る））

※LCAを実施する場合にはLCA算定費用等も含まれる

【補助上限額】

延べ面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、 30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

※LCAを実施する場合は、LCAに関する費用を上限額に加算

○書類提出は**代表事業者が取りまとめ**。（交付決定や補助金支払いは実際に費用を要した各事業者単位で処理。）

※専門工事業者等が要したBIMライセンス費等に対する補助金は、**元請事業者等を通さずに事務事業者から直接支払い**。

○完了実績報告までに作成した**設計BIMモデル・施工BIMモデル(又はLCA算定結果)**により**出来高を確認**。

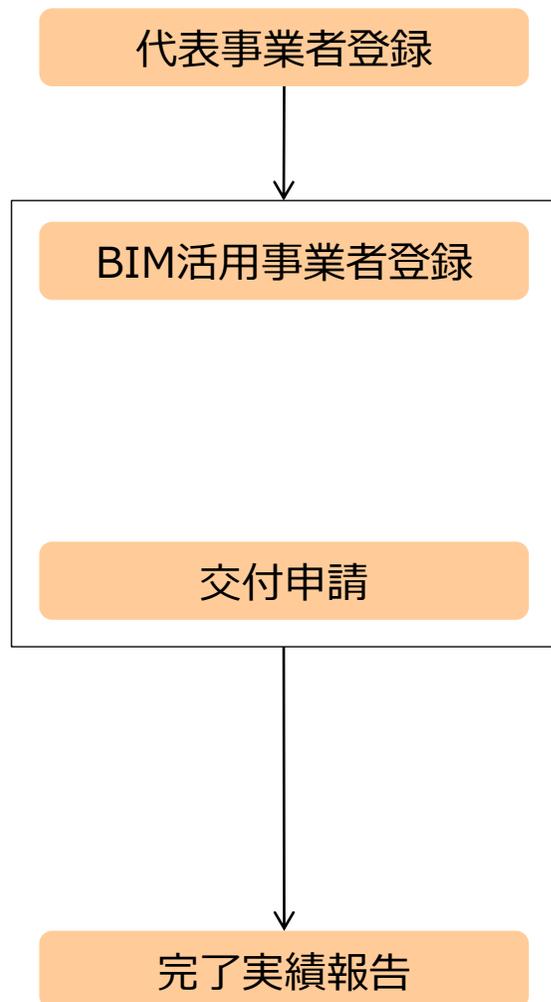
※LCA算定を行う場合の要件等はP11を参照。6

項目	含まれる経費
BIMライセンス等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMコーディネーター人件費・委託費 <small>※ 協力事業者が直接、BIM環境整備に係る業務を委託する場合の委託料（事業者あたり、上限100万円）</small> ・BIMマネージャー人件費・委託費 <small>※ 元請のBIMマネージャーとの調整等に要する協力事業者の担当者の人件費（事業者あたり、上限100万円）</small> ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
<div data-bbox="171 925 524 1015" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業者あたり、 合計で上限1,000万円 </div> BIMモデラー費	<ul style="list-style-type: none"> ・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 <small>※ 活用年度3年目以下の下請事業者または従業員1000人以下で活用年度3年以下の元請事業者が対象。</small> ・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費（発注者に提供する場合に限る） ・BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー委託費

※LCA算定を行う場合の対象経費はP12を参照。 7

○事業の流れ及び主な提出物は概ね以下のとおり。

※LCA算定を行う場合の提出物等はP13を参照。



✓代表事業者名

※ 代表事業者登録してから完了実績報告の間に生じた、BIM活用に要する費用が補助対象となるため、まずは代表事業者登録が必要です。

✓BIM活用事業者登録にあたっては以下の項目（BIM活用推進計画）を登録。

- 現在の取り組み状況：全事業者
- BIM活用方針：活用初年度の下請事業者を除く全事業者
- 工程計画：活用年度3年目の下請事業者
導入初期のBIMモデル作成費申請を行う元請事業者※
※従業員1000人以下で活用年度3年以下の事業者

✓プロジェクト諸元、補助対象事業者名、体制図

✓BIMモデル作成に要する経費（補助申請額）

✓作成するBIMモデルの種類

✓維持管理の効率化に資するBIMデータ作成の宣言書 等

✓設計BIMモデル又は施工BIMモデルのスクリーンショットを様式に貼付

✓BIMモデル作成に要した経費の証拠書類

✓大規模建築物はBIM活用に関する要件に適合することを証明する書類 等

BIM活用事業者登録制度(対象事業者)

- 全事業者はBIMに関する現在の取り組み状況を入力。
 - 活用年度・事業者規模に応じて事業完了後3年後の目標を登録し、当該年度および事業完了後3年間、毎年度進捗状況について報告を求める。
 - ✓ 元請事業者等（代表事業者）であって、導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費※を補助対象として申請する場合にあつては、②工程計画を登録することを要件とする。
- ※元請事業者等の対象は従業員1000人以下で活用年度3年以下の事業者

全事業者			
BIMに関する現在の取り組み状況（前年度時点）について登録			
↓ 上記に加え、活用年度・事業者規模に応じて下記内容について事業完了後3年後の目標を登録 ↓			
活用年度	元請事業者等 (導入初期のモデル作成費申請なし)	元請事業者等 (導入初期のモデル作成費申請あり)	下請事業者等（協力事業者）
1年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ②工程計画	—
2年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ②工程計画	①BIM活用方針
3年目	①BIM活用方針	①BIM活用方針 ②工程計画	①BIM活用方針 ②工程計画

BIM活用推進計画(イメージ)

活用目的		登録項目C		
	登録項目	現在の取組状況	事業完了後3年後の目標	
①BIM活用方針	1年間に受託する案件のうち、BIMを活用する案件の割合	登録項目A %	%	
	BIMを活用できる人数の割合	%	%	
	BIMの活用フェーズ	①企画・基本計画	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		②基本設計(意匠)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		③基本設計(構造)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		④基本設計(機械設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑤基本設計(電気設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑥実施設計(意匠)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑦実施設計(構造)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑧実施設計(機械設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑨実施設計(電気設備)	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑩積算	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑪施工計画の作成	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑫施工図の作成	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑬発注に向けた数量算出	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑭BIMデータ受け渡しによる発注	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑮BIMデータを活用した部材の製作	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑯工程管理	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑰工事監理	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
		⑱維持管理に向けたBIMデータ引渡し	未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化
⑲維持管理		未導入、導入済、一般化	未導入、導入済、一般化	
② 工程計画	環境整備	①BIM専門の部署の設置	未導入、導入済 (自由入力)	
		②社内ルール、マニュアル等の整備	未導入、導入済 (自由入力)	
		③自社独自のオブジェクト、テンプレート等の導入	未導入、導入済 (自由入力)	
		④BIMに関する教育	未導入、導入済 (自由入力)	

- 下請事業者 (活用年度1年目) ⇒ Aを登録
- 元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請なし)、下請事業者 (活用年度2年目) ⇒ A・Bを登録
- 元請事業者 (導入初期のモデル作成費申請あり)、下請事業者 (活用年度3年目) ⇒ A・B・Cを登録

当該年度、事業完了後3年間
において報告

建築GX・DX推進事業(LCA実施型) サマリー

- LCA算定に取り組む事業者（設計事務所・ゼネコン、発注者）を公募し、「事業者」として登録。
 ▶ 準備が整ったプロジェクトから**交付申請**（予算額を超える場合は先着順に仮受付となります。）

【補助要件】

- ・算定ツールは資材製造段階、施工段階等の区分でライフサイクルカーボン算定可能で、統計値等から数量が得られない場合等は、合理的なシナリオのもとで算定可能なものとする。
 - ・算定時点は、基本設計完了時、実施設計完了時（着工時）又は竣工時とする ・建築物の用途は、非住宅又は共同住宅とする。
 - ・算定結果を国土交通省等に報告すること。 ・国土交通省等による調査に協力すること。
 - ・次の要件に該当する建築物であること。 ▶土砂災害特別警戒区域外等（共同住宅）
- 算定に必要な原単位等も策定する場合は、以下の要件も満たすこと。
- ・策定した原単位の当該建築物のLCA算定に活用すること ・策定した原単位等を公開すること。

- LCA算定に係る以下の対象経費を補助。

- ・LCA算定に要する費用（人件費）

- ・CO2原単位等策定に要する費用

（CO2原単位等策定に係る人件費、CO2原単位等策定に必要なデータベース利用費、第三者検証費用、CO2原単位等公開費用、CO2原単位等の策定に係る算定ツール利用料）

- LCAの実施に要する費用を650万円を上限に補助。
- LCA算定に必要なCO2原単位等も策定する場合の上限額は、策定した一の前原単位等につき400万円を加算（一事業者当たり原単位等策定について加算可能な額は1,000万円まで）。
- 書類提出は**事業者ごとに行う**。なお、LCA算定に係る補助申請を行う事業者と他の事業者が連携しCO2原単位等を策定することも可能であるが、LCA算定主体の事業者がとりまとめて補助申請する必要がある。
- 完了実績報告までに実施した**LCA算定結果により出来高を確認**。

項目	含まれる経費
<p>LCA算定に要する費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・LCA算定に係る人件費 <ul style="list-style-type: none"> ※ 他の事業者に委託した場合は、当該委託費のうち人件費相当分が補助対象となり、委託費の内訳を示す書類（人工・作業時間等を示したもの）の提出が必要となります
<p>CO2原単位整備に要する費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2原単位等の策定に係る人件費 <ul style="list-style-type: none"> ※ 他の事業者に委託した場合は、当該委託費のうち人件費相当分が補助対象となり、委託費の内訳を示す書類（人工・作業時間等を示したもの）の提出が必要となります。 ・CO2原単位等策定に必要なデータベース利用費 ・第三者検証費用 ・CO2原単位等公開費用 <ul style="list-style-type: none"> ※ 例えば、EPDプログラムの加盟料が該当します。 ・CO2原単位等の策定に係る算定ツール利用料

○事業の流れ及び主な提出物は概ね以下のとおり。

- ✓ LCAを実施する場合
(BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合も同様)
- ◆ LCA算定とあわせて、算定に必要なCO2原単位等も策定する場合

事業者登録※

- ✓ 事業者名
※ 事業者登録してから完了実績報告の間に生じた、LCA算定に要する費用が補助対象となるため、まずは事業者登録が必要です。

交付申請

- ✓ LCAの算定を行う建築物の概要
- ✓ LCA算定に要する費用 (交付申請額)
 - ◆ 原単位等を策定する建材・設備の概要
 - ◆ 原単位等の策定に係る関係者・業界団体等 (構想段階でも可)
 - ◆ 原単位等の策定に係る検討及び原単位等の公開スケジュール
 - ◆ 原単位算定に当たり参照するCO2原単位算定ルール
 - ◆ CO2原単位等策定に要する費用 (交付申請額) 等

完了実績報告

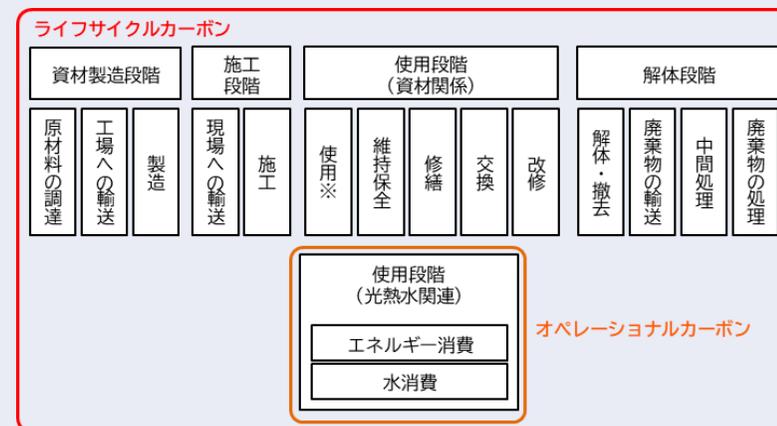
- ✓ LCAの算定結果
- ✓ 算定者の属性
- ✓ 算定目的、算定結果の活用等に係るアンケート
 - ◆ 策定した原単位等の公開情報 (HP等の写しで可)
 - ◆ 策定したCO2原単位等を建築物のLCA算定に活用した旨が分かる書類 等

LCAを実施する場合（BIMモデルを作成した上でLCAを実施する場合も同様）

使用する算定ツール

資材製造段階、施工段階、使用段階（資材関連）、使用段階（光熱水関連）、解体段階の **5つの区分に分けた形で**、かつ、算定に当たり一次データ及び統計値から数量が得られない場合等は、**合理的なシナリオのもとで算定可能なツール**

例：J-CAT（建築物ホールライフカーボン算定ツール） **標準算定法** 又は **詳細算定法**、**One Click LCA**



算定時点

①基本設計完了時、②実施設計完了時（着工時）、③竣工時のいずれか（複数の段階で算定を行うことも可）

算定する建築物

・**非住宅用途**又は**共同住宅**であって、事業者登録以降、全部又は一部の建設工事（**新築、増改築、修繕等**※）を行うもの
 ※ 増改築、修繕等を行う場合は、既存部分も含めた建築物全体で算定が必要。また、既存部分の数量も遡って把握し、実態に即した入力が可能なものに限る。

算定結果の報告・提供

完了実績報告時に、**算定結果の報告が必要**
 J-CATにより算定した場合には、実施支援室からIBECs及びゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議に対し、匿名処理した**算定結果報告用シートを提供**

算定結果の公表

算定結果を統計処理し、個別の建築物が特定されないようにした上で、**国交省において公表**

調査協力

事業期間又は終了後、必要に応じて国土交通省等が実施する**調査への協力が必要**

推奨する算定

・J-CATによる算定の場合、標準算定法よりも**詳細算定法の算定を推奨**する
 ・①基本設計完了時又は②実施設計完了時（着工時）の算定よりも、③**竣工時の算定を推奨**する

原単位整備に係る要件

LCA算定とあわせて、算定に必要なCO2原単位等も策定する場合は、LCAを実施する場合の要件に加え、以下の要件にも適合する必要がある。

	LCA算定とあわせて、算定に必要なCO2原単位等も策定する場合
算定結果の公表	完了実績報告までに、 策定事業者においてCO2原単位等を公表
調査協力	事業期間又は終了後、必要に応じて国土交通省等が実施する 調査への協力が必要
対象となる原単位等	<p>以下のいずれかが対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EPD又はCFP（いずれも第三者検証を経るものに限る。） ・CFP（カーボンフットプリント ガイドライン又はこれに準ずるものとして業界団体の作成した算定ルールに基づき算定するもので、第三者の検証を受けないもの） ・PCR（ISO14025に準拠し策定されるものに限る。） ・PCR以外のCO2原単位算定ルール （CO2原単位の算定に当たり、業界団体が策定する一連の規則、要求事項をまとめたもの）

- 令和7年2月18日より、代表事業者等※¹の登録を開始しました。令和7年3月末までに代表事業者等の登録を行い、準備が整ったプロジェクトから随時交付申請※²を行って下さい。
- 補助対象となるのは、代表事業者等登録から事業者毎の完了実績報告までに発生した費用です。
- 完了実績報告までに作成した設計BIMモデル又は施工BIMモデル、LCA算定結果等により出来高を確認し、補助金を交付します。

※1 代表事業者等：BIM活用型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、LCA実施型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。
 ※2 令和6年度補正予算における交付申請にあつては、令和6年度中に発生した対象経費を含むことが要件です。



※詳細については、今後変更する可能性があります

※ 令和7年度当初予算による代表事業者等登録は令和7年4月1日開始予定(令和6年度補正予算において登録した事業者は令和7年度当初予算における登録は不要です。予算成立後、令和7年度当初予算における登録完了通知を送付します。)
 ※ (令和6年度補正予算分を含む) BIM活用事業者登録および令和7年度当初予算の交付申請受付開始は4月頃開始予定。【P】